（添付資料４－１）

耐震設計チェックシート（設計精査時）

設計事務所名：

設計者（耐震診断員）名：

１．補助金交付申請までに確認を要するもの

①札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業実施要綱及び札幌市木造住宅耐震設計と耐震改修工事のポイントの遵守　　□遵守する

②建築基準関係規定への適合に関する事項

　　検査済証　□交付されている（□検査済証　□検査済証交付証明書）　□交付されていない

　　　　　　　建築基準関係規定への設計者（耐震診断員）としての適合確認　□適　合

用途地域　□第１種または第２種低層住居専用地域　□左記以外の地域

防火地域　□防火地域　□準防火地域　□法２２条区域　□指定なし

別棟建物　□無　　□有（棟数：　　　　　用途：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　別棟建物の図面記載　□寸法・面積・用途を記載（図面名称：　　　　　　　　）

③耐震設計が高難度となる形態や配慮を要する形態の有無

高難度と　□平面混構造

なる形態　□スキップフロア　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　高難度となる形態に該当する場合：事務局との事前相談　□有　□無

配慮を要　□地階に床面積が建築面積の1/8を超えるＲＣ造または高基礎の車庫等がある

する形態　□地階にＲＣ造または高基礎で、車庫等以外の用途の室がある

　　　　　　　上記の何れかに該当する場合：□補強計算上、地階を「１階がＲＣ造」としている

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　□全体的に人が立てる程度の高さを有する未利用空間や小屋裏がある

　　　　　　　□上記の空間を耐震診断面積に参入している　□その他（　　　　　　　　　）

　　　　　　　□小屋裏収納がある

　　　　　　　　□補強計算上、「重い建物」としている　□その他（　　　　　　　　　　　 ）

　　　　　　　配慮を要する形態がある場合：階数や診断面積等についての事務局への確認

　　　　　　　　□有　□無

２．補強計算に使用するプログラム等

　　　□Ｗee2012　　□Ｗee2012（Ｗin10）表3.1ルート　　□Ｗee2012（Ｗin10）精算法ルート

　　　□その他（プログラム名：　　　　　　　　　□表3.1ルート　□精算法ルート）

　　　　診断面積内に存在する空間　　□吹き抜け　　□未利用空間・小屋裏収納など

　　　　※精算法ルートでは、各階の床面積の比率によって必要耐力を算出するため、吹き抜けや未利用空間などがある場合は使用に適しません。

３．設計精査までに確認を要するもの

①基礎に関する事項

基礎形式　□ＲＣ造等　□全て布基礎　□布基礎＋束基礎　□その他（　　　　　　　　　）

（木造部分）内部の基礎形式・配置・状況等

□全て現地確認する（□全て確認済　□工事中に確認する）

□必要な部位を現地確認する（□確認済　□工事中に確認する）

□現地確認を要しない　理由　□内部基礎は全て基礎仕様Ⅲで補強計算している

　　　　　　　　　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　布基礎の　□ＲＣ造　根拠　□新築時の明確な図面表示　□スキャナーによる確認

　　構　　造　　　　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　□無筋Ｃ造

□その他（　　　　　　　　　　）

　　基礎仕様　□布基礎がＲＣ造

　　　　　　　　外周基礎　□基礎仕様Ⅰ（健全なＲＣ造）

　　　　　　　　　　　　　□基礎仕様Ⅱ（ひび割れのあるＲＣ造）

　　　　　　　　　　　　　□基礎仕様Ⅰ一部Ⅱ

□Ⅱとした部位、理由を図面に記載

内部基礎　□布基礎の基礎仕様Ⅰ＋布基礎以外の基礎仕様Ⅲ

　　　　　　□布基礎の基礎仕様Ⅰ一部Ⅱ（□Ⅱとした部位、理由を図面に記載）

　　　　　　□布基礎の基礎仕様Ⅱ＋その他の基礎仕様Ⅲ（□Ⅱとした理由を図面に記載）

　　　　　　□全て基礎仕様Ⅲ

□布基礎が無筋Ｃ造等

　　　　　　　　外周基礎　□基礎仕様Ⅱ（健全または軽微なひび割れのある無筋Ｃ造等）

　　　　　　　　　　　　　□基礎仕様Ⅲ（ひび割れのある無筋Ｃ造等）

内部基礎　□布基礎の基礎仕様Ⅱ＋布基礎以外の基礎仕様Ⅲ

　　　　　□基礎仕様Ⅲ

外周基礎が基礎仕様Ⅱの場合

□内部基礎は全て基礎仕様Ⅲで補強計算している

□Ⅲとした理由を図面に記載

②耐力壁に関する事項

既存から継続する工法と壁基準耐力

外装材　□継続しない

□モルタル塗り　壁基準耐力：下地　□木ずり2.2　□ラスシート2.5（□胴縁仕様1.5）

　　　　　　　　　　　　　　　　　□シージングボード2.0

□劣化していないことを確認した

※劣化したモルタル塗り壁は耐震設計では評価できません。

□モルタル塗り壁の上下が横架材に達していることを確認した

　　※上下が横架材に達していないモルタル塗り壁は評価できません。

　　　　　　□窯業系サイディング張り　壁基準耐力：□直張り1.7　□通気層工法：1.3

　　　　　　□その他（　　　　　　　　　壁基準耐力：　　）

　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　壁基準耐力：　　）

　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　壁基準耐力：　　）

内装材　□石膏ボード張り（厚９以上）壁基準耐力：1.1

　　　　　□ラスボード　　　　　　　　壁基準耐力：1.0

　　　　　　□その他（　　　　　　　　　壁基準耐力：　　）

　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　壁基準耐力：　　）

　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　壁基準耐力：　　）

　　　　　※化粧合板張りなどは、詳細に調査を実施した場合を除いて耐震設計では評価できません。

筋かい　□15×90以上（びんた伸ばし）壁基準耐力：1.6

　　　　□30×90以上（釘打ち）　　　壁基準耐力：□釘打ち1.9　□金物補強2.4

　　　　□45×90以上（釘打ち）　　　壁基準耐力：□釘打ち2.6　□金物補強3.2

　　　　□その他（ 　　　　　　　　　壁基準耐力：　　）

　　　　　※既存筋かいを補強設計で評価する場合は、既存筋かいの存在・サイズ・適正な設置等を現地確認してください。

　　　　　※既存筋かいは補強できない理由がなければ金物補強して、既存不適格を解消してください。

既存から継続する評価壁の確認

両端の柱・上下に横架材が設置されていることの確認

　　　　　□確認済み　　□工事中に確認する

材種・厚さ等の現地確認

□確認済み　　□工事中に確認する

　　　　筋かいの現地確認

　　　　　　　□確認済み　　□工事中に確認する

補強に使用する工法と壁基準耐力

外壁面　□補強しない

□構造用面材により補強する

　　□構造用合板

□高倍率大壁仕様・大壁床勝ち仕様　壁基準耐力：7.3（7.25）

□高倍率受材仕様・受材床勝ち仕様　壁基準耐力：6.5（6.47）

□大壁仕様・受材仕様・床勝ち仕様　壁基準耐力：5.2

　　　　　　　　□構造用パネル（ＯＳＢ）

□高倍率大壁仕様・大壁床勝ち仕様　壁基準耐力：7.3（7.25）

□高倍率受材仕様・受材床勝ち仕様　壁基準耐力：6.5（6.47）

□大壁仕様・受材仕様・床勝ち仕様　壁基準耐力：5.0

　　　　　　　　□構造用ＭＤＦまたは構造用パーティクルボード

□高倍率大壁仕様・大壁床勝ち仕様　壁基準耐力：8.4（8.43）

□高倍率受材仕様・受材床勝ち仕様　壁基準耐力：7.8（7.84）

□大壁仕様・受材仕様・床勝ち仕様　壁基準耐力：4.9

　　　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　壁基準耐力：　　　　　）

　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　壁基準耐力：　　　　　）

※外壁面で構造面材により補強する時に、厚い付加断熱を同時に施工できない場合には、内部結露防止の観点から、透湿抵抗の小さい構造用ＭＤＦか構造用パーティクルボード等　を使用することが望ましい。

内壁面　□補強しない

□構造用面材により補強する

　　□構造用合板

□高倍率大壁仕様・大壁床勝ち仕様　壁基準耐力：7.3（7.25）

□高倍率受材仕様・受材床勝ち仕様　壁基準耐力：6.5（6.47）

□大壁仕様・受材仕様・床勝ち仕様　壁基準耐力：5.2

　　　　　　　　□構造用パネル（ＯＳＢ）

□高倍率大壁仕様・大壁床勝ち仕様　壁基準耐力：7.3（7.25）

□高倍率受材仕様・受材床勝ち仕様　壁基準耐力：6.5（6.47）

□大壁仕様・受材仕様・床勝ち仕様　壁基準耐力：5.0

　　　　　　　　□構造用ＭＤＦまたは構造用パーティクルボード

□高倍率大壁仕様・大壁床勝ち仕様　壁基準耐力：8.4（8.43）

□高倍率受材仕様・受材床勝ち仕様　壁基準耐力：7.8（7.84）

□大壁仕様・受材仕様・床勝ち仕様　壁基準耐力：4.9

　　　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　壁基準耐力：　　　　　）

　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　壁基準耐力：　　　　　）

構造用面材の仕様等　□告示仕様　□構造詳細図等の添付

　　　　　　　　　　　□認定仕様　□認定詳細図等の添付

筋かい　□使用しない

　　　　　□倍率に適合する金物で補強して使用する

　　　　　　□30×90以上　壁基準耐力：2.4　　□30×90以上たすき掛け　壁基準耐力：4.8

　　　　　　□45×90以上　壁基準耐力：3.2　　□45×90以上たすき掛け　壁基準耐力：6.4

　　　　　　□90×90以上Ｍ12ボルト　壁基準耐力4.8

　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）

柱頭・柱脚の金物補強

　　　　　□強度の根拠となる計算書等の添付

　　　　　　有開口壁を除く補強壁の接合部仕様

□全てⅠ　　□ⅠとⅡ　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ⅱとする理由　□基礎が無筋であるため、基礎上の補強壁はⅡとする

　　　　　　　　　□ホールダウンアンカーを避け、Ⅰの強度未満の金物を使用する

　　　　　　　　□その他（仕様：　　　　　理由：　　　　　　　　　　　　　）

補強金物（筋かい金物を含む）の取付方法・写真撮影

　　　　　取付方法　□金物メーカーの設定条件等を遵守して設置する

　　　　　写真撮影　□上記を確実に工事監理し、全数の工事写真を撮影する

③劣化度に関する事項

耐震診断時からの劣化項目の変更　□無　□有（□変更した劣化度表の添付）

補強設計における劣化項目の解除　□無　□有

　　解除する項目と理由（解除するための工事内容など）

　　※一般診断法を用いた補強設計では、詳細な調査を実施した場合を除いて、原則、補強前の診断で用いた劣化低減係数を用います。

　　　□（項目：　　　　　　　　理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　□（項目：　　　　　　　　理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

④延焼のおそれのある部分の防火措置

既存不適格部分の有無　□無　　□有

既存不適格部分の対応　□全て適合させる　□補強箇所は適合させる

４．工事監理

　　工事写真　□工事写真撮影上の注意点を遵守する

　　　　　　※耐震壁補強工事は全ての部位を網羅し、施工前・工事中・完了後の写真を撮影すること、補強金物は後施工アンカー等を含めて、全数を撮影する必要があります。